

「健康増進乗率適用特約」改定についてのお知らせ

当社は、「健康増進乗率適用特約」を次のとおり改定し、“住友生命「Vitality」”^{*}への災害・疾病関係特約の中途付加の取扱いを開始します。

本改定は、既契約についても同様に、2021年3月23日より適用します。

また、**本改定に伴う保険料の変更やお客さまによるお手続きは必要ございません**のでご安心ください。
今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願いいたします。

※健康増進乗率適用特約を付加した保険契約を指します。

■改定内容（下線部）

改定前	改定後
<p>第5条（主約款等に定める取扱い） この特約が付加された保険契約については、主約款および主特約の定めにかかわらず、次に定めるところによります。</p> <p>1. 保険料月払契約の場合、保険料の払込方法（経路）については、次に定めるところによります。</p> <p>イ. 会社の指定する金融機関等の口座振替えにより払い込む方法は、取り扱いません。</p> <p>ロ. 会社の取扱条件に該当しなくなったことにより、選択されている払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更する場合には、金融機関等の会社の指定する口座に送金することにより払い込む方法についても取り扱います。</p> <p>2. 保険契約の復活については、次に定めるところによります。</p> <p>イ. 保険契約が効力を失った日から起算して3か月以内に限り取り扱います。</p> <p>ロ. 保険契約の復活に際して、Vitality健康プログラム契約が失効している場合^[1]には、Vitality健康プログラム契約も同時に復活することを要します。</p> <p>3. 次の取扱いを行いません。</p> <p>イ. 保険料の前納および一括払い</p> <p>ロ. 指定日の変更</p> <p>ハ. 保険金の増額</p> <p><u>ニ. 保険金の支払理由を定めている特約^[2]の中途付加</u></p> <p>ホ. 主特約の保険期間中の他の特約への変更</p>	<p>第5条（主約款等に定める取扱い） この特約が付加された保険契約については、主約款および主特約の定めにかかわらず、次に定めるところによります。</p> <p>1. 保険料月払契約の場合、保険料の払込方法（経路）については、次に定めるところによります。</p> <p>イ. 会社の指定する金融機関等の口座振替えにより払い込む方法は、取り扱いません。</p> <p>ロ. 会社の取扱条件に該当しなくなったことにより、選択されている払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更する場合には、金融機関等の会社の指定する口座に送金することにより払い込む方法についても取り扱います。</p> <p>2. 保険契約の復活については、次に定めるところによります。</p> <p>イ. 保険契約が効力を失った日から起算して3か月以内に限り取り扱います。</p> <p>ロ. 保険契約の復活に際して、Vitality健康プログラム契約が失効している場合^[1]には、Vitality健康プログラム契約も同時に復活することを要します。</p> <p>3. 次の取扱いを行いません。</p> <p>イ. 保険料の前納および一括払い</p> <p>ロ. 指定日の変更</p> <p>ハ. 保険金の増額</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>ニ. 主特約の保険期間中の他の特約への変更</p>
<p>第5条補則 [1] 消滅している場合を除きます。 [2] <u>リビング・ニーズ特約およびがん長期サポート特約を除きます。</u></p>	<p>第5条補則 [1] 消滅している場合を除きます。 <u>(削除)</u></p>